

# 家畜衛生だより 令和3年5月号

紀北家畜保健衛生所	電話	073-462-0500
紀南家畜保健衛生所	電話	0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所	電話	0735-58-1481

## 家畜（家きん）の異常時には通報を！

昨シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生は、18県52事例、殺処分羽数は約987万羽と過去最多となりました。また、豚熱においても、平成30年より断続的に発生が確認されています。

畜産農家の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、農場にウイルスを持ち込まないようお願いしているところですが、万が一、飼養する家畜（家きん）に異常が確認された場合は、管轄の家畜保健衛生所への早期通報をお願いします。

<通報時に電話で確認させていただくこと>

### ① 農場および家畜（家きん）の状況

- 農場での飼養頭羽数と異常が見られた家畜の頭羽数
- どのような状況か（症状および死亡の状態）

例）固まってうずくまっている、まとまって死んでいる等

- 異常のみつかった家畜（家きん）の月齢（日齢）
- ファンの故障、災害による畜舎破損等の管理失宜はなかったか

## ② 連絡先

- ・ 携帯電話もしくは農場直通電話等、常に家畜保健衛生所と連絡がとれる電話番号

## ③ その他の聞き取り（疫学関連情報）

- ・ 過去21日間の死亡羽数（家きんの場合）
- ・ 過去21日間（家きん）、過去28日間（豚）の家畜の移動（導入、出荷等）
- ・ 過去21日間（家きん）、過去28日間（豚）の農場来場者（飼料会社、製薬会社、他農場従事者等）

※ 出入りした日が分かるもの（農場出入り表、伝表、納品書等）  
を準備しておいてください

### < 家畜保健衛生所職員が到着するまでの農場での対応 >

- ・ 豚等以外の動物を含むすべての動物について、農場からの移動を自粛する。（豚農家の場合）
- ・ 異常家きん以外の家きんを含む、すべての家きんについて農場からの移動を自粛する。（家きん農家の場合）

- 農場の排水について、立入検査の結果が判明するまで、または適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出させない。
- 農場の出入口を原則 1 か所に限り、農場および防疫関係者以外の人を立ち入らせない。
- 農場外に物を搬出しない。また所有者や従業員が外に出る場合、農場内で使用した衣服や靴は交換し、適切に消毒する。
- 異常を呈した豚の精液や家さんの卵などの生産物、排泄物、敷料等はほかの豚や家さんに接触させない。

農場に飼養衛生管理者が不在の場合でも、従業員の判断で通報できるよう、異常家畜発見時における家畜保健衛生所への通報体制の整備と、農場での対応について従業員に指導を行い、周知徹底をお願いします。